

平成 25 年度 教育実習参加申込み手続きについて

平成 25 年度に教育実習を希望する者に対して、次の要領により教育実習の参加申込み手続きを受け付けます。

1. 教育実習実施年度について

	平成 24 年度 (申込学年)	平成 25 年度 (実施学年)
前期課程	2 年 (進学内定者)	3 年
後期課程	3 年	4 年
	4 年 (本学修士課程進学予定者)	修士 1 年
大学院	修士 1 年	修士 2 年
	修士 2 年 (本学博士課程進学予定)	博士 1 年
	博士 1 年	博士 2 年
	博士 2 年	博士 3 年

2. 教育実習参加資格

(1) 平成 24 年度に教養学部前期課程 2 年の学生の場合

平成 25 年 4 月現在において、学部後期課程 3 年生であり、かつ、同年 3 月末までに「各教科の指導法に関する科目」の単位 (2 単位) を修得していること。

また、上記の「各教科の指導法に関する科目」に加えて、教職に関する科目 (「教育の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」、「総合演習」) のうちから 1 科目以上を修得済み、もしくは履修中であること。ただし、平成 22 年 4 月以降の入学者には「総合演習」は対象外とする。

- ※ 実習校によっては、学部 4 年生以上を受入対象としているところがあるので注意すること。
- ※ 進学後に参加申込みをし、学部 4 年生で教育実習を履修することもできます。

(2) 平成 24 年度に学部後期課程 3 年以上及び大学院学生の場合

平成 25 年 4 月現在において、学部後期課程 4 年生または大学院の学生であり、かつ、同年 3 月末までに「各教科の指導法に関する科目」の単位 (2 単位) を修得していること。

また、上記の「各教科の指導法に関する科目」に加えて、教職に関する科目 (「教育の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」、「総合演習」) のうちから 1 科目以上を修得し、残りの科目を履修中であること。ただし、平成 22 年 4 月以降の学部前期課程入学者には「総合演習」は対象外とする。

3. 申込み手続きについて

書類配布期間 : 平成 24 年 4 月 16 日 (月) ~ 8 月 31 日 (金)

申込受付期間 : 平成 24 年 9 月 3 日 (月) ~ 9 月 7 日 (金) 【期間厳守】

配付受付場所 : 教務課総合文化大学院係 (アドミニストレーション棟 1 階 5 番窓口)

※申込みをする時点で、希望する教育実習校の学校長による内諾書が必要です。各自でなるべく早く実習希望校へ問い合わせ、手続きを行ってください。

(教育学部附属中等教育学校または東京都公立中学校で教育実習を希望する場合を除く。)